

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

役員等の報酬・費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会役員等の報酬・費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち、会長に対して、報酬を支給する。

2 前項に掲げる者の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会 長 月額 50,000 円

3 前項に掲げる者以外の役員の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 役員が職務のため町外に出張したときは、かかる交通費の実費を支給する。

2 役員のうち、副会長及び監事に対して費用弁償を支給する。

3 前項に掲げる者の費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 副 会 長 トップミーティング（経営者会議） 1 回につき 2,000 円

(2) 監 事 監事会 1 回につき 2,000 円

4 前項に掲げる者以外の役員及び評議員の費用弁償は、これを支弁しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人開成町社会福祉協議会会長報酬支給規程（平成 12 年 5 月 26 日制定）及び同役員等の費用弁償に関する規程（昭和 61 年 5 月 29 日制定）は、廃止する。

3 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。